

8) 賠償工場資料調達関係

0205

RB'-0076

0213

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

72901 B3.10.1-2

昭和二一 三五五 平 京都 二月二日 一〇三〇 發 連四
 二日 一〇三〇 着
 吉田 總裁
 秋山 事務局長
 號外
 (日航賠償充當物資ニ關スル件)
 第四部片桐事務官へ
 賠償充當指定會社日本國際航空株式會社ノ生産設備ハ賠償ニ充當
 セラルルモノト了解サルル處生産設備以外ノ退藏物資ニシテ政府
 ノ軍需補償ヲ受ケサル資材ヲ進駐軍ニ依リ徵發セラレタル際正當
 ナル米側ノ受領書アルニ於テハ補償差支ナキヤ又正當要求書ナク
 是等Procurementニ基キ米側ニ於テ正當受領書ヲ發行シタ
 ル場合ハ如何致スヘキヤ貴見御架電ヲ請フ
 配布先 文、電、次長、秘、四ノ一二三
 (了)

外務省

0206

發信用 執務用		主信		甲		乙		丙		丁		備考	
72901		339		1									
文書課 發送日		昭和二十一年四月四日		文書課長		別紙		記帳済		淨書		正(原稿)	
主 賠償部		主 總務課長		任 總務課長		昭和二十一年一月二十日		附屬		3		0207	
受 信 人		各地方事務局長		金澤、大分、長崎、各支店所長		先付送寫		名 件 録 記		名 人 信 發		總裁	
件 名		炭現指定工場の資材施設等を		進用係需要の充足に		活用することに關する件		標準の件に關し別紙の通り		したるに付字も送付する		尚各地方事務局長支店所長	

1-32

公
信
案

於ては本件に關し關係方面と緊密なる連絡を採
遺憾なき様措置せらるるべし

別添 其ノ件 務部ノ事
本任送付迄 各地方事務局長
金澤 大分 長崎 函館 各地方局長

0208

RB'-0076

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

地方官の二送付

二二賠局第五二號

昭和二十二年一月二十九日

寫

商工省總務局長
商工省賠償實施局長

地方官の長
地方官の長

殿

管理指定工場の資材施設等を(進)関係
需要の充足に活用することに関する件

先般未日本建設工業統制組合をして管理指定工場の
手持資材施設等の調査を行はせてあるが、本件に関するは

(進)関係需要の特殊性に鑑み諸資材の極度に逼迫せる我が
國の現状に於ては、その所要資材施設等の調達は管理指
定工場に之を期待せざるを得ない状況にあるので、努め
て之に協力することとし、之が賠償撤去の對象と考へ
られてゐる機械設備の提供については、今後賠償として二
重に要求せらるることのない様、豫め聯合軍需局の諒解を
得てゐるのであるが、現在操業を停止してゐる工場に
その管理指定施設の保全管理に必要資材は之を
確保しなげはならず、更に除外申請工場に於ては將來管
理指定リストから削除せしめる可能性もあり、又除外申請
をしてゐない工場でも現在我が國の民需産業に對する
貢献してゐる工場もあるから、かかる工場についてはその操
業繼續に支障を来さない様措置することと必要である

0209

仍てかかる障害が豫想される場合にその旨を具體的理由を附して充分現地軍政部に陳述するやうにせられたい。尚正式にP・Dが發せられた場合には事前に米第八軍司令部から當方に連絡があることとなつてゐるから、當方としてその際に同司令部に対し事情を具申することといたしなく、貴官より現地軍政部に対し希望せる内容、其の他貴官の御意見等は逐次速に當方に御連絡願ひたい。追つて本件に関する中史としての一應の判断の基準は左記の通りであるから御参考近くに申添へる。尚本件に関しては別紙寫の通り全管理指定工場に対し通牒して来たから右御含みの上管下工場の指導下に當らう。

記

一 現在閉鎖中又は操業度極めて低き工場内のものは之を提供すること。但しこの場合でも該工場内の機械設備は賠償として撤去せらるるまでは之を良好なる状態に於て管理しなければならぬので、この管理保全義務の遂行に支障をまねない様に管理保全に必要な資材施設等は充分考慮せられたい。

二 日本政府から管理指定リストからの削除方を申請中の工場の設備は原則として提供しないこと。手持原料資材等も原則として提供しないこととするが、戦時生産から戦後の平和産業への轉換の結果當該工場に於て今後の操業継続の爲に差當り直接必要としないものは之を提供すること。



RB'-0076

0218

三、戦時中航空機又は兵器関係の生産に携つた設備が棟として明確に区分せられるので管理指定をその部分に限定される様申請中のものは、尙該棟に関する限り其の設備を提供しない様に特別の考慮を施すことはいふこと。

四、管理指定リストからの削除方を特に申請してゐない工場では、現在重要な民需生産に携つてゐる場合には、尙該生産の継続に支障を来さない様必要の範囲内に於て所要資材、施設等の確保を図ること。

0211

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二三賠償局第五一號

昭和二十二年一月二十九日

商工省總務局長

商工省賠償實施局長

全管理指定工場長殿

管理指定工場の資材施設等を(進)関係

需要の充足に活用することに關する件

失敗素聯合軍當局からの要請あり、日本建設工業統制組合として管理指定工場の手持資材施設等の調査を行はせてゐるか、本件に關しては(進)関係需要の特殊性に鑑み諸資材の程度に逼迫せる我が國の現状に於てはその所要資材施設等の調達は管理指定工場に之を期待せざるを得ない

状況にあるので、努めて之に協力することとせらるべきに
しかじなから、現在操業を停止してある工場で、その管理指定施設の保全管理に必要を資材等は之を確保しなげればならず、更に場合によつては現在の操業継続の爲に、その所要資材、施設等の確保を回らなげばならぬことにあるから、かかる障害が豫想される場合は速に關係都道府縣、地方官工局に対し、具體的理由を附し、その旨を陳述せらるべきに、
進)て本件は事の緊急性に鑑み關係先に対する連絡は努めて之を迅速にせらるべく、聯合軍當局から正式に接收命令が来せらるれば以後はその命令の変更は極めて困難であるから、右御含みの上萬遺憾無きを期せらるべく、念の爲申添へる。

0212

RB'-0076

0220

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

電信寫

B.3.1.02-4
1220/55/1001

昭和二二 二七〇一 平

福岡 五月十九日 一六三〇 発 絡賠
本省 二十日 一六一一 着

吉田総裁

會禮事務局長

第一三六号 (主急)

往電第一三三号に關し

(調運受領書作成様式改訂に關する件)

支拂を保留し居る關係もあり主急御同電願いたし (了)

配布先 文、電、絡賠、絡秘、絡総、絡賠總、実、輸

外務省

電信課長

發電係

昭和二二年六月廿八日起草

0214



電 信 案 外 務 省	速かに在りて日本建設上會社に送付	接音に在りて花土生小左衛門の署名を以て	賠償上の交渉に對するPDの交渉	電送第	號	主管
				昭和二二年六月廿八日 時 分 秒	完	主任
				件名	宛	發
				PDの交渉に關する件	同左張訂正	法務省
				記録件名		

合第 九 九 九 號

30 5

015472
015541

分類 H-1

監
録
簿

主管
法務省

主任
總務課長

昭和二二年六月廿八日起草

0213

電信寫

23102-4

昭和二二 三八〇八 平
芦田 総 裁
第六八号

大分 七月十五日一六〇五 発
本省 十五日一六〇〇 着
録 賠

渡辺出張所長

(変圧器等の賠償指示に関する件)

六月二十四日付メモランダム三四三による当縣内 タテイシ 他三
工しよりの変圧器等一八七台に關し左記疑義折返し回電請う。

記

一 本件機械は一月建設資材とし調査登録(當時は賠償指定物件に
非ず)三月中旬軍側の指示により賠償に追加することとなり内
六〇台登録済み残余目下登録準備中のところ後者に関し登録前
に搬出せばそれ丈賠償実績が嚴重となるがその間の処理方法。
二 建設資材としてP.Dが出た場合原則的に非賠償資材と同様に処
理するは当然であるが賠償の差し追つた今日本メモによる相当

外 務 省

0216

電 信 案

外 務 省

この支部を以て工場側と連かた連絡を採取すべし
めり取措置ありな

東電電先

総達各地方事務局長

同本宛折返

都道府県各府県知事

0215

電信寫

第九五号 芦田 総裁
 昭和二十二 四〇〇三 平 大阪 七月二十二日〇六〇三發
 二十一日一三一一〇着 絡設
 福島事務局長

貴電合第三九九号に關し、
 本件のA、B、C、Dの發出は現在四〇に達せるが、全部八軍技
 衛部の六号に於ては復舊院地日支要望して、右に關する復査
 第五の現地證明を以て既に使用、賣却せるもの多量に達する見込
 定の現地證明を以て既に使用、賣却せるもの多量に達する見込
 院側の意圖を以て既に使用、賣却せるもの多量に達する見込
 は工場側の報告を以て既に使用、賣却せるもの多量に達する見込
 つあるが、右に關し、自建本部より当地支隊及び貴事務局に報告し
 八軍關係指令等、当事務局にも参考まで御送付請う。(了)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘書、絡総総
 絡設総、業、経、労

外務省

0218

大量の搬出は前記の指示より万一非賠償物件として扱
 されたのではないかと、の疑念もあり、管財署側にて大量の搬出
 上念のため右の事情御内示を得たい。

九州へ轉電せり
 配布先 文、電、次長、絡管、賠部長、絡秘書、絡総、絡電、絡

0217

電信寫

B/S 102

一七一一一 平 昭和二十二年七月二十三日 〇時 分 賠

大分出張所長

青田 總 裁

第四五号

(變圧器等の調達に関する件)

貴電第六九号に關し

今回の調達は賠償指定の有無に拘わらず行われるものであり、賠償指定機械の管理責任は、調達実施によつて解除されるものである。他の機械の管理に支障を及ぼさないよう注意の上これが実施に協力されたい。
なお進捗指示あるまで、インベントリからは落さずそのまゝにして置かれたい。

一七一一三 平 昭和二十二年七月二十日 十時〇分 賠

各地方総務局長

青田 總 裁

(管出張所長)

合第四三五号

(賠償指定機械の調達に関する件)

最近八軍より變圧器等賠償指定機械を調達する覚書が出されて
いるがその管理保全責任はつき、GHQに問合中のところ左の如
く回答があつたから諒知の上処理せられたり
1. 調達により日本政府は管理保全の責任を免れる
2. 調達された機械は將來返還されるかも知れないから買めて指
示するまでインベントリからは落さないこと
3. 今後FDその他を發行する前に賠償指定解除の指令を出すよ
う研究する

0220

0219

0223

RB'-0076

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

B.3.1.02-4
分類 H'0003

電 信 業	外 務 省	第 一 〇 一 號	電 送 標 本 電 路	17675	號	主 管	設 計 部 長
			年 月 日 時 分	2 7 29	時 分	29 17	主任 技 術 課 長
			件 名	結 債 工 場 資 材 の 取 扱 に 関 する 件	宛	大 阪 市 警 務 長	送 達
			記 録 件 名		發	總 裁	

貴電第九三号は同一
(イ) 貴見の通り
(ロ) 現地記録は必要あり

昭和二十五年七月二十九日

0222

電信寫

B.3.1.02-4

極秘

昭和二十二年四月二十六日 平 靜岡 七月二十四日一七四四號 絡賠
青田 總裁
(至急)
靜岡縣知事

(賠償工場の資材に対するP.D.の件)
賠償工場の資材に対しP.D.が出たが工場に対して別に指令が出されるが、制限会社、特別経理会社は資材の賣渡しにつき許可を要しないか伺う

配布先 文、電、次長、絡総部長、絡設部長、絡賠部長、絡秘書、絡総、絡賠、実、輸

(了)

規格一B5 (東京 801)

0221

RB'-0076

0224

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

分類 B.3.1.02-4

電 信 案	外 務 省	一、 <u>報復復興院</u> から <u>資材</u> の納入に關する注意 次を念めん「資材調査」の指針についてといふ旨	電送第 017679 號	主管 建設部長	電信課長 發電係 主任 德務課長 主事 德務課長
			昭和二十二年七月二十九日 時五分發	宛 靜岡縣知事	
		貴院第四〇七六号に關し 工務に對し 年號	名 賠償工物の資材に對す 件 PDに關する件	記録件名 發	昭和二十二年七月二十九日 29 13 連 7.29 書課

0224

電信案

外務省

以上の理由によりPDの要求を充足し得ない協会の
 の近況についてはハ案より別紙の指示等を受けし
 むるいから當方佐電会第三一四号に於て
 連二八月二日貴地に於て近畿方面日連支部長
 催せし復興院担当官が出席の予定であるから細部
 は同官に問合せらるゝ。日連支部より案内ある答

0223

RB'-0076

0225

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

分類 B:31.02-4

電 信 案	急送あり	貴信ニ二賄第一九二号に因し 高島も八軍人運送すべし旨左 由係 善親	電送第 018272 號	主管 陸軍部長
			昭和二年八月七日 時 分 秒	陸軍部長
外 務 省	第 號	件 名 賠償請求工場の資料に 関する調達要求に関する件	宛 福島縣知事	發 陸軍部長
			記録件名	總裁

電信課長

發電係

昭和二年八月四日

0226

電 信 案	外 務 省	特別の許可を要しない ハタセラレシ 寫沙輕松片 (送付の案)
-------------	-------------	-----------------------------------

0225

RB'-0076

0226

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

分類 B.3.1.0.2-4

懸案

電 信 案	貴電第五七号に開 不取心字調達部人達迄し之置い下が貴方に 於之も貴地軍政部不達達止PD取消し	電送第 018277 號	主管 投送部長	電信課長
		昭和二十二年八月七日 午後五時五分	主任 德務部長	發電係
外 務 省	第 一 〇 〇 號	件名 宛 賠償工務資料に付了 調達要示に開する件	高松 大隈事務局長	昭和二十二年八月七日
		記録件名	總裁	12

0228

電 信 案	一、昭和鐵工所 貴縣へ提出し之書數寄 二、現地軍政新人提出し之報告書又以申請書 寄(英文20)
外 務 省	三、PD寄二部

0227

RB'-0076

0227

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

B-3/02-4

一八〇三二 平 昭和二十二年八月四日 十二時三十分 結 贈

海防縣知事 廣 田 總 裁

賠償工場の資材に対する取り戻しに関する件

七月二十四日経費電に關し

賠償工場の資材に対し取り戻しが出た場合工場に対しては別に指令は出ない

制限会社は総司令部の許可を経なければ通常業務としての外財産を毀滅することを得ない。その許可申請は大蔵省理財局制限課を通じてなされる

特別管理会社は会社財産の処分について特別管理人の承認を必要とする

0230

電 信 案

外 務 省

必要なる事情を直報の上
 から入館入館見事申下り
 同字の部

又い

0229

RB'-0076

0228

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

分類 B'3.102-4

電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 送 第 018629 號	主 管 投 送 部 長
					時 分 秒	任 務 課 長
電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	宛 山 口 縣	任 務 課 長
					名 修 工 場 内 物 資 調 査	主 業 務 課 長
電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	電 信 案	件 に 対 し 支 拂 に 関 し の 件	昭 和 二 十 一 年 八 月 十 日
					記 録 件 名	發 總 裁

電
信
案

外
務
省

物資供給工場の請求により復興院不度

八日 附 費 送 付 函 示

電
信
課
長

發
電
係

12 09



0232

電
信
寫

B'3.102-4

昭和二十一年八月八日 山口 八月八日 〇〇〇 発 絡賠
本省 八日 〇〇〇 着 山口縣知事

芦田 総裁

(賠償工場在庫物資に対するP.D.に関する件)

賠償工場在庫物資(賠償の対象に指定されてない)に対しP.D.発
出された場合補償の有無並びに支拂金等の要否急返請り

(了)

配布先 文、電、絡賠部長、絡秘、絡総総、絡賠総、実、輸

外
務
省

0231

RB'-0076

0229

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

後
送
の
係
り

分類 B. 2. 1. 0 2-2 019234

電 信 案	電 報 案	暗 平略	電送第 019290 號 昭和 21 年 8 月 13 日 時 分 發 宛 各 賠償指定工場 軍工廠等の施設及び業務に付する 件すす件	主管 長 主任 發 録 21 年 8 月 15 日起算
		合 第 四九七 號	件名 發	15 00
電 信 案	電 報 案	電 報	賠償指定工場 軍工廠等の施設及び業務に付する 件すす件	主任 發 録 21 年 8 月 15 日起算
		外 務 省	件名 發	15 00

0233

結

充分の爲事務処理上円滑を欠其事務
報告せられたる(今後)中事務の場合は左記により
匯滞なく処理せられたい
一 供給取用 2. 0. 1. 1. は連の供給者、交付する
一 其の他の 2. 0. 1. 1. は左記撤除の一部、送付する
地方商工局 (民了工場の場合)
地方海運局 (民了造船所の場合)

外
務
省

0234

RB'-0076

0230

電信寫

31
#20-4

總 番 號	一八九三六
符 號	平
昭 和 二 二 年	八 月 一 六 日 一 〇
時 三 〇 分	
主 管 部	總 務

靜岡縣知事 山田 總 裁

(至急)

(賠償工場の資材に対するFの延滞する件)

七月二十四日發費電に因し七月二十九日及び八月四日の回電中
八月四分は誤り)につき取消す。

0236

公 信 案

外 務 省

財務省地方管財所(掌工府・國庫元所事務會)
日本建設工業會支部 (總務の協會)
本電宛
各府道事務所
各管財所事務局長及出張所主任(横濱市等事務會)
各道府知事
東海關東地方局長等事務會
王階人
一 併

0235

電信寫

B'3102-4

昭和二三 四六九四 平 盛岡 八月二十七日一七二七 發 絡設
本省 二十八日〇九三〇 着 岩手縣涉外課長

終連設管部総務課長

(賠償指定工場、軍工廠等の施設及資材に対する調達要求に関する件)

照会の占領軍接收建物中左記の諸式本縣に通知なし至急御知ら

せ請り

配布先 文、電、絡設、絡秘、絡総総、絡設総、業、経、労

外務省

0237

電信寫

B'3102-4

昭和二三 四七三二 平 吳 八月二十八日一三四〇 發 絡普
本省 二十九日一五四一 着

吉田 總裁 服部中國事務局長

第一三三号

(賠償工場に対する資材の供出命令の件)

賠償部長へ

貴電合第五二一号に函し

賠償工場遊休資材の調達に關しては八月八日附中連第二六六号及び八月十五日附第二八三号拙信により報告稟請の通り冒頭貴電御來示の趣旨によつて既に措置中であり当該工場日本火藥福山工場三菱重工廣島工場、日本製鋼廣島工場の申請書写は夫々八月十五日附拙信中連第二六七号及び第二八八号、八月二十一日附中連第二九四号にて送付済につき中央に置かれても格段の御配慮をわすらわしたい石念のため

配布先 文、電、次長、絡総部長、絡賠部長、絡秘書、絡総総、

外務省

0238

RB'-0076

0232

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

8/3102-4

昭和二二 四七五〇 平 札幌 八月二十九日一六三一発 絡賠
 芦田 總裁 本省 三十日〇八四〇着 武内事務局長

第二五七号

(賠償工場に対する資材の供出命令に関する件)

賠償部長へ

貴電合第五二一号に關し当局に該当事項なし。

(了)

配布先 文、電、次長、給賠部長、給電、絡賠、給賠、給賠、共

0240

外務省

電信寫

總 番 號	一九七八三 一九八〇五
略 號	昭和二二年 八月二八日 一二時三〇分
主 管	絡賠

各地方終連局長、出張所長、 芦田 總裁

合第五二一号

(賠償工場に対する資材の供出命令に関する件)

賠償部長より

賠償工場内の施設乃至資材に対しP.D乃至メモランダムを以て供出命令があつたときは同工場の管理保全ニ轉換許可企業とその操業と日本経済再建ニ賠償撤去作業等各般の條件を勘案の上右輕減方申請の要あるときは中央終連よりも直接八軍に側面的交渉をすることとなつたから貴方より正式にM.Gを通じて八軍に申請せる書類あらば写しを至急当方へ御送付ありたい

0239

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0076

0233

電信寫

B' 3.10.2-4

昭和二二 四七七七 平 熊本 八月三十日一三〇三〇 発 絡賠
三一日〇九〇五着
八木事務局長

第一二七号

〔賠償工場に対する資材の供出命令に関する件〕

賠償部長へ

貴電合第五二一号に關し

第八軍より管下賠償指定工場三菱重工業熊本工場に対し六月三十日附P.D. J.P.N.Z.六二六五号を以て一六耗丸鋼以下六品目の遊休資材の供出方命令あつたが同工場は轉換許可企業の操業上の必要により客月下旬口頭を以て

第一項

一六耗丸鋼五・七トンの供出免除並に

外務省

0241

電信寫

B' 3.10.2-4

昭和二二 四八三七 平

小倉 九月二日一三〇三〇 発 絡賠
本省 三日〇八一〇着
本出張所長代理

吉田總裁

林

第六五号

〔遊休資材供出嚴命方依頼の件〕

賠償部長へ

總裁あて熊本發電報第一二九号に關し

J.P.N.Z.六二六五号はJ.P.N.Z.六二六五A(八月二十八日受領)で修正せられ第一項及び六項はいずれも削除せられた
修正P.D.は同日九州終連あて倉連第一二七号で福岡經由熊本へ回送した。

熊本、九州に轉電した。

總務文、電、次長 絡賠部長、絡秘書、絡総務、絡賠総、英、輪

外務省

0242

電信寫

B 3.1.0.2-4

昭和二十二年九月二日一七〇〇号 絡賠
 本省 三日〇八二〇着
 八木事務局長

第一三一号

菅田總裁

（遊休資材供出嚴命方依頼の件）

絡債部長へ

電第一二九号「遊休資材供出嚴命方依頼の件」に關し
 一日日糧当縣支部より六月十七日附PD、JPMZ第六二六五
 号Aをもつて前PD-JPMZ第六二六五号「供出品目中第一号及
 第六号の品目は削除された旨連絡があつた。なお当地MEへは
 方より連絡了解済みにつき念のため。」「丁」

配布先 文、電、次長、絡賠部長、絡秘書、絡総総、絡賠總、
 突、輸

外 務 省

0243

電信寫

B 3.1.0.2-4

合第五四四号

各終戦連絡地方事務局長
 同 菅田總裁

（賠償工場に対する資機材の供出命令に
 關する件）

往電合第五二一一号に關し

賠償部長より

八軍担当官の見解では供出命令の種類及び数量に關しては現地
 軍政部に相当の選擇裁量の手地を與えてゐるものとことであり貴
 方より現地軍政部のより解をとりつけることが最も有効であ
 るから曾頭往電の趣旨手続きは現地軍政部において解決し得
 なかつた問題のみに止められたい。

八軍側の本件処理状況を顧みるに当方よりの正式申請には相当

外 務 省

0244

分類 024874-4

電 信 案	日建香川県支部に請求せしめられたい。	本年九月十五日迄に出荷しおまのに就いては業者より	西澤連絡官へ土屋連絡官より	電送	024874	主管	設 管 部 長
				年	月	日	時
外 務 省	道	七九	(至急)	宛	四國終連事務局長	発	総裁
				名	賠償工場内資材調達	記録件名	
				件	に 関 す 支 払 ひ の 件		

昭和二十五年十一月十二日起草

電信課長
發電係
14 05

0246

好意的ではあるが、当方としては真にやむを得ざるものと認むるもののみを申請すること致度く貴方においても工場側の申請を充分実情に即して御検討の上なおその必要を認めたる場合は現地軍政部のこれに對する見解とともに当方に御通報ありたい。なお右通報のときは同時に工場側の申請責任者一名事情説明のため直ちに御差遣ありたい。

本電あて先 地方各終連局長同出張所長

外務省

0245

RB'-0076

0236

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電 信 案								不 ^レ 如 ^レ に決定済に就き合ふの如。	廳と業者との直接契約により <small>（この）</small> 合 ^レ 廳より支拂	高九月十五日以何出荷し長ものに就ては特別調達
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------------------------

外
務
省

0247

RB'-0076

0237

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan